

大田原市告示第77号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条第1項に規定する公共工事の発注の見通しに関する事項を変更したので、同条第2項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項並びに大田原市公共工事の入札及び契約の適正化の実施に関する規則（平成13年規則第22号）第2条第3項の規定により告示する。

平成30年7月2日

大田原市長 津久井 富雄

項 目	公共工事の発注の見通しに関する事項
公表するもの	大田原市建設工事発注見通し一覧
閲覧場所	財務部検査課及び市ホームページ
そ の 他	大田原市の休日を定める条例（平成元年条例第12号）第1条第1項に規定する休日は公表しない。